



野生の世界は野生のままに

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル 5階 TEL/FAX 03-3595-1171

Email: info@jwcs.org URL: http://www.jwcs.org

2007年7月9日

財務省関税局監視課 御中
東京税関監視部 御中
大阪税関監視部 御中

ワシントン条約に違反したスローロリス類の駆け込み輸入に対する警戒のお願い

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)
事務局長 坂元雅行

貴庁のワシントン条約違反事犯に対する取組みには、日頃大変感謝し、注目させていただいております。

当会は、ワシントン条約違反事例やそれに対する法執行について調査研究を行い、また関係機関への情報提供等を行うことによって、より効果的な法執行の実現へ貢献すべく活動しているNPO法人です。先月3日から15日にかけてハーグ(オランダ)で開催された第14回ワシントン条約締約国会議(CoP14)にも登録オブザーバーとして参加して参りました。この会議で配布した、標記スローロリスに関する当会のレポートをご参考までに添付致します。

このCoP14では、スローロリス属全種(*Nycticebus spp.*)を附属書Ⅱから附属書Ⅰへ移行することが決定されました。この決定は、会議終了から90日後に発効し、その結果それらの国際商業取引は原則的に禁止されることとなります。

スローロリス類は、現在、日本の霊長類ペット市場で、もっとも人気のあるもののひとつです。飼いやすく、特に女性に人気があるともいわれ、スローロリス(*N. coucang*)、ピグミー(レッサー)スローロリス(*N. pigmaeus*)とも、およそ20万円から50万円の値が付けられ、店舗を構えたペットショップでも、インターネット上でも、スローロリス類の販売が盛んに行われています(2007年4月に行ったJWCSの市場調査より)。

スローロリス類が条約附属書Ⅰに移行しますと、その国内取引についても規制の対象とされることとなります。具体的には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」を施行する政令改正が行われ、スローロリス類の個体を国内で譲渡し等する場合には環境大臣への登録が必要となります。当会が懸念しておりますのは、一部の悪質な業者が、附属書Ⅰ掲載の発効・種の保存法政令改正前に、大量のスローロリス類を違法に駆け込み輸入し、「国内で飼育繁殖した」として登録申請し、「正規品」として高額で国内販売を行うおそれです。登録が許されるのは、当該個体がワシントン条約(外為法、関税法)に違反していない場合(条約適用前取得、国内繁殖等)に限られており、登録機関による厳正な審査が行われることが想定されてはおりますが、まず水際で国内への持ち込みが防止されることが最も望ましいことは言うまでもありません。

貴庁がとりまとめられた輸入差止め実績等のデータは、1999年以降、スローロリスの輸入差止め増加傾向にあることを示していますが、6月前後に発生している大量密輸事件の報道を見ますと、上記の懸念が現実化しているようにも思われます。

つきましては、今後とも、より一層の警戒と厳正な水際取締りを徹底していただきませうようお願い申し上げます。

以上